

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定に関する基準

1 趣 旨

奈良県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）が身体障害者福祉法（以下「法」という。）第15条第2項の規定により、奈良県知事（以下「知事」という。）に意見を述べようとするときは、法令に定めるもののほか、この基準に定めるところに従って行うものとする。

2 医師経験等

(1) 視覚障害、聴覚若しくは平衡機能障害、音声、言語若しくはそしゃく機能障害、肢体不自由又は心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能障害若しくはぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害若しくは肝臓の機能障害の医療に関係のある診療科目を標榜している病院又は診療所において診療に従事し、かつ、その診断に関する相当の学識経験を有していること。

(2) それぞれの障害の種類の種類につき、適切な医療機関（注1）における研究、診療従事年数（ただし、各学会認定医制度規約に基づく研修施設を含むものとする。）が医籍登録後から通算して5年以上あること。

ただし、過疎地域自立促進特別措置法及び奈良県過疎地域自立促進対策要綱に基づいて指定された町村を所在地とする医療機関の医師並びに審議会が特別の事情により認めた医師については、上記の医療経験年数の如何にかかわらず認めるものとする。

3 診療科目

(1) 法第4条の別表に掲げる障害に関係ある診療科名は、概ね次のとおりとする。

ア 視覚障害の医療に関係のある診療科名

眼科・脳神経外科・神経内科

「注）眼科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障害等による視力喪失者の診療に限る。」

イ 聴覚障害の医療に関係ある診療科名

耳鼻咽喉科・脳神経外科・神経内科

「注）耳鼻科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障害等による聴力喪失者の診療に限る。」

ウ 平衡機能障害の医療に関係のある診療科名

耳鼻咽喉科・脳神経外科・神経内科・リハビリテーション科

- エ 音声、言語機能障害の医療に係るのある診療科名
耳鼻咽喉科・気管食道科・神経内科・リハビリテーション科
内科・脳神経外科・形成外科
- オ そしゃく機能障害の医療に係るのある診療科名
耳鼻咽喉科・気管食道科・神経内科・形成外科・リハビリテーション科
- カ 肢体不自由の医療に係るのある診療科名
整形外科・外科・脳神経外科・小児科・神経科・神経内科・呼吸器科
リハビリテーション科・形成外科・放射線科・リウマチ科
(ただし、第1の2のただし書きにより認められた医師にあつては、
内科を含むものとする。)
- キ 心臓の機能障害の医療に係るのある診療科名
内科・小児科・循環器科・外科・小児外科・泌尿器科
- ク じん臓の機能障害の医療に係るのある診療科名
内科・小児科・循環器科・外科・小児科・泌尿器科
- ケ 呼吸器の機能障害の医療に係るのある診療科名
内科・小児科・呼吸器科・気管食道科・外科・呼吸器外科・小児外科
- コ ぼうこう又は直腸の機能障害の医療に係るのある診療科名
泌尿器科・外科・小児科・小児外科・神経内科・消化器科(胃腸科)
- サ 小腸の機能障害の医療に係るのある診療科名
内科・消化器科(又は胃腸科)・外科・小児科・小児外科
- シ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の医療に係るのある診療科名
内科・小児科
〔注〕エイズ拠点病院での従事経験があることが望ましい〕
- ス 肝臓の機能障害の医療に係るのある診療科名
内科、消化器内科、肝臓内科、外科、消化器外科、移植外科、腹部外科
肝臓外科、小児科、小児外科

(2) 上記3の(1)に掲げる障害に係る医療の指定を重複して指定する場合は、
主として担当する医療に関連したものとする。

(注1) 適切な医療機関とは、大学専門教室(大学院を含む)、医師法第16条の
2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院、並びにそれぞれの医療の分野に
おける関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院及び奈良県
の各県立病院をいう。

附 則 この基準は、昭和63年6月20日から適用する。

- 附 則 この基準は、平成7年11月1日から適用する。
- 附 則 この基準は、平成7年11月6日から適用する。
- 附 則 この基準は、平成10年4月1日から適用する。
- 附 則 この基準は、平成12年4月1日から適用する。
- 附 則 この基準は、平成12年10月1日から適用する。
- 附 則 この基準は、平成13年4月1日から適用する。
- 附 則 この基準は、平成18年4月1日から適用する。
- 附 則 この基準は、平成21年12月1日から適用する。

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定に関する要領

(趣旨)

第1 奈良県知事（以下「知事」という。）が身体障害者福祉法（以下「法」という。）第15条第1項に規定する医師の指定（以下「指定医師」という。）を行うときは、次の要領により行うものとする。

(指定申請)

第2 法第15条第2項の規定による知事の指定を受けようとする医師は、次に掲げる必要書類を知事に提出しなければならない。

(1) 申請書・・1通

病院・診療所等に勤務する医師にあたっては、開設者の申請書（別紙様式1）

個人開業医にあたっては、個人の申請書（別紙様式2）

(2) 指定を受けようとする医師の同意書（別紙様式3）・・・・・・1通

(3) 経歴書（別紙様式4）・・1通

(4) 医師免許証の写・・1通

(5) その他必要と思われる書類（論文・専門医証の写し等）・・・・1通

(医師の指定)

第3 知事は、第2による申請書を受理したときは、法第15条第2項の規定により奈良県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の意見をきかなければならない。

2 知事は第3の1の規定により、審議会の意見に基づき指定又は却下し、その旨を当該医療機関の開設者に対し通知しなければならない。

(指定医師の告示)

第4 知事は、第3の2の規定により医師の指定を行ったときは、奈良県規則「身体障害者福祉法施行規則（以下「規則」という。）第7条の規定により、その旨を告示するものとする。

(指定医師の辞退及び取消)

第5 指定医師は、法施行令第3条の第2項の規定により、その指定を辞退するときは、は、書面（別紙様式5）により申し出なければならない。

ただし、病院・診療所等に勤務する指定医師にあたっては、当該医療機関の代表者を通じて申し出るものとする。

2 知事は、指定医師が法施行令第3条の第3項の規定に該当したときは、審議会の意見を聞いてその指定を取り消すことができる。

(辞退及び取消の告示)

第6 知事は、第5の1及び2の規定により指定の辞退があったとき、又は指定を取り消されたときは、規則第7条の規定により、その旨を告示しなければならない。

(届出)

第7 指定医師（病院・診療所等に勤務する医師にあたっては、当該医療機関の代表者）は、当該医師が次の各号の一に該当するに至ったときは、その事項及びその年月日を速やかに知事に届出なければならない。

- (1) 医療機関の名称及び所在地の変更
- (2) 開設者の住所及び氏名又は名称の変更
- (3) 指定医師の氏名の変更
- (4) 標ぼうしている診療科名（指定に関係あるものに限る）の変更
- (5) 当該医療機関を休止、廃止、又は再開したとき
- (6) 医療法（昭和23年法律第205号）第24条、第28条若しくは第29条に規定する処分を受けたとき
- (7) 指定を受けた医療機関以外において診療を行うとき

2 前項の規定による届出は、書面（1）～（6）の各号については指定医師変更届出書（別紙様式6）、（7）については指定医師兼務届出書（別紙様式7）により行うものとする。

附 則

この要領は、昭和63年6月20日から適用する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から適用する。